

第3次筑北村教育大綱



令和6年1月

筑 北 村

筑北村民憲章

わたくしたちの村は、豊かな自然環境と、永い歴史と先人の英知によって築かれてきた文化を持った村です。ふるさとの未来を語り、みんなで思いやりあふれた明るく住みよい村づくりをすすめるため、この憲章を定めます。

- 一 自然環境や生命(いのち)を大切にして、うるおいのある村をつくりましょう。
- 一 あたたかな家庭をつくり、福祉の輪を広げ、健康で誰もが安心して暮らせる村をつくりましょう。
- 一 教育を大切にし、すこやかな子どもが育ち、希望に満ちた村をつくりましょう。
- 一 伝統と文化を引き継ぎ、創造力豊かな村をつくりましょう。
- 一 広く人々との交流を大切にし、働くことに喜びを持ち、地域に適した産業を盛んにした活力のある村をつくりましょう。

<H19. 4. 1 施行>



目 次

表紙の裏 筑北村民憲章

第1章 教育大綱策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 策定の基本方針	1
3 大綱の期間	1

第2章 筑北村の教育を取り巻く状況等

1 社会背景・情勢	
(1) VUCA（ブーカ）の時代	1
(2) SDGsの取り組み	2
(3) 多様化の時代	3
(4) 人口減少・少子高齢化時代	5
2 現状と課題	
(1) 予測困難な未来を生きる資質能力の必要性の高まり	6
(2) 子どもが抱える困難の多様化・複雑化に対応する教育の必要性	7
(3) 人口減少下における学びの場や質の維持の必要性	8
3 今後の筑北村教育の方向性	
(1) 国の教育の動向	8
(2) 県の教育の動向	8
(3) 筑北村教育の方向性	9

第3章 筑北村の目指す教育

1 教育理念	9
2 基本方針	9
3 基本目標	10

第4章 施策の展開

1 基本目標 1	11
他者と協働して主体的に探究し、新しい価値や時代を創造して いく力を育む教育の推進	
2 基本目標 2	14
一人の子どもも取り残されない、多様性を包み込む共生社会の 実現に向けた教育の推進	
3 基本目標 3	16
地域、家庭、学校で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育 の推進	
4 基本目標 4	17
「学び」「助け合い」心豊かな充実した毎日を生きるための共感 と交流が生まれる機会の創出	

第5章 資料

・筑北村教育大綱検討委員会要綱	19
・筑北村教育大綱検討委員名簿	20
・第3次筑北村教育大綱審議経過	20
・第2次教育大綱の成果と課題	21
・「幸せはこび『筑北クローバープラン』」の推進 ～障害学習社会の一員としての資質づくり～	47
・用語解説	49



第1章 教育大綱策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

現行の「第2次筑北村教育大綱」が、令和5年度末で終了することから、現行の教育大綱策定後に生じた、社会変化や新たな課題に対応するため、また、国の「第4期教育振興基本計画」の策定等に対応した、今後5年間の筑北村の教育の方向性を明らかにするため、新たに「第3次筑北村教育大綱」を策定します。

2 策定の基本方針

平成28年3月に、「筑北村教育大綱」が策定され、その後、村の様々な計画や長野県教育振興計画、新保育指針や新学習指導要領に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間の「第2次筑北村教育大綱」が策定され、諸事業が展開されてきました。この「第2次筑北村教育大綱」の成果と課題（資料「第2次筑北村教育大綱の成果と課題」）を踏まえるとともに、社会情勢の変化を反映させ、「第3次筑北村教育大綱」を策定します。

また、国、県の教育振興基本計画を参酌する中で、村の最上位計画である「第2次筑北村総合計画」や地方創生の充実と持続可能な地域づくりの実現を目指す「第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関連性を図って策定します。

3 大綱の期間

この大綱の期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）の5年間とします。

第2章 筑北村の教育を取り巻く状況等

1 社会背景・情勢

（1）VUCA（ブーカ）の時代

地球規模の気候変動とこれに伴う災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとした激変する国際情勢など、様々な危機が複合的に訪れており、変化が急激で先を見通すことが難しい「VUCAの時代」とも言われています。近年、5G（第5世代移動通信システム）、IoT（モ



V	Volatility (不安定性)
U	Uncertainty (不確実性)
C	Complexity (複雑性)
A	Ambiguity (あいまい性)

ノのインターネット)、AI(人工知能)をはじめとするデジタル技術が急速に発展しており、我が国ではこうした技術の社会実装を進め、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会である「Society 5.0」を実現していくこととしています。国内の学校でも、GIGAスクール構想による1人1台タブレット端末や高速通信ネットワーク環境の整備が進展し、ICT(情報通信技術)を活用したオンライン授業の導入などにより、学びのあり方が変容しています。

VUCA(ブーカ)とは、

- Volatility(変動性・不安定さ)
- Uncertainty(不確実性・不確定さ)
- Complexity(複雑性)
- Ambiguity(曖昧性・不明確さ)

という4つの単語の頭文字から取った言葉です。

また、デジタル技術の進展に加え、様々な分野におけるグローバル化に伴いサプライチェーン(供給連鎖)が発達し、世界経済が相互依存関係を深めながら発展する中、2019年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界的な大流行となり、感染者の増加による医療提供体制のひっ迫に加え、人やモノの移動制限等により社会経済活動に甚大な影響をもたらしました。学校では、臨時休業、分散登校、授業内容・方法の見直しなど、感染状況に応じた学校生活の変化や新たな対応に伴う負担が生じています。

本村では、予測困難な時代、新しい社会を創造できる力の育成、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を「保・小・中一貫性のある教育」として幼児期から小学校・中学校まで一貫して育成していくことを大切にしています。また、中学校を卒業後も、村民として資質・能力を高めていけるように、生涯に渡って学習を深めていくことも大切に考えています。

(2) SDGsの取り組み

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、2015年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたものです。広範な分野にわたって、2030年までに達成を目指す17の開発目標が設定されています。その宣言文の導入部では、SDGsの大切な理念として「誰一人取り残さない」と謳っています。誰もが暮らしやすい社会を実現することがこれからの時代を生きる私たちにとって重要なテーマとなっています。



参考資料：国際連合広報センター「ロゴ(日本語版)」

本村でも、「子育て・教育環境抜群！自給自足できるちょうどいい村」を基本理念に掲げ、「第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、5つの基本目標のもと、村民一人ひとりが筑北村の村民であることに誇りを持ち、幸せな暮らしを実感できる村づくりを目指しています。

教育に関連する「〈基本目標1〉子育て・教育環境が充実している村づくり」では、SDGsの目標、3・4・11・12・16・17の達成に向けた取り組みを併せて推進しています。



(3) 多様化の時代

近年、物質的な豊かさが一定程度達成される中で、生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向が高まっており、幸せや豊かさに関する価値観や人々のライフスタイルが一層多様化しています。年齢、性別、国籍、障がいの有無、家庭環境などに関わらず、誰もが等しくその存在と役割を認められ、自分らしく生きることができる社会を実現するためには、社会的包摂を推進する取り組みが求められます。

社会の多様化が進む中、発達障がいや不登校などきめ細かな支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるとともに、病気療養中の子どもや医療的ケアが必要な子ども、ヤングケアラー、児童虐待、貧困の問題への対応が必要となるなど、子どもの抱える困難も多様化・複雑化しています。

また、全国的に若年層の自殺対策が喫緊の課題となっており、2021年の長野県の20歳未満の自殺死亡率（人口10万人当たり）も、4.8と高止まりしている状況です。

表1 小中学校における発達障がいの診断等のある児童生徒数の推移

(人)

年度		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
小学校	知障	6	5	6	5	4
	自・情障	8	7	11	9	10
	通級	0	0	3	3	5
	その他	6	5	8	9	5
	養護学校	4	4	4	3	0
	計	24	21	32	29	24
中学校	知障	4	2	1	2	3+1
	自・情障	4	7	5	6	7
	通級	0	0	0	3	3
	その他	5	7	6	7	6
	養護学校	1	0	0	1	1
	計	14	16	12	19	21
小・中の合計		38	37	44	48	45

長野県の小中学校における発達障がいの診断等のある児童生徒数は、大幅に増加して、2022年度が過去最多となっています。同様に、小学校における通級指導教室の利用者数は、年を追うごと増加しています。

本村も小中学校における発達障害の診断等のある児童生徒数は、2020年度から大幅に増加し、2021年度が、49人と過去最多となっています。小学校における発達障がい診断等のある児童数は、児童数の減少に伴い減少傾向がみられますが、通級指導教室の利用者数は増加しています。中学校における発達障がい診断等のある生徒数は、年々増加傾向にあり、通級指導教室も、2021年度の開設以来一定数の利用者数があります。

その要因として、平成28年に合理的配慮の提供を含む障害者差別解消法が施行され、発達障がいに対する社会的認知がより広がる中、保護者においては、早期受診による早期支援につなげたい思いがあること、そして、学校においても発達障がいに対する教員の理解が広がるにつれて、個々の児童生徒の状態が発達障がいの特性として認知されるようになってきたことが増加の背景にあると考えられます。

表2 不登校児童生徒数の推移

(人)

年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
小学校	1	0	3	3	3
中学校	1	4	5	3	3
計	2	4	8	6	6

長野県における小・中学校における不登校児童生徒数は、2021年度4,707人（対前年度905人増）、高等学校では787人（同159人増）で、不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、全国と同様に過去最多となっています。

また、1,000人当たりの不登校児童生徒数は、2017年度の小学校6.4人、中学校31.9人、高等学校11.1人に対して、2021年度は小学校15.6人、中学校55.8人、高等学校14.9人とそれぞれ増加し、特に小中学校における増加が顕著となっています。

本村における不登校児童生徒は、小学校も中学校も一定数おり、それぞれ増加傾向にあります。増加の背景として、休養の必要性等の浸透や、生活環境の変化により生活リズムの乱れやすい状況にあることに加えて、学校統合と新型コロナウイルス感染症の発生とが重なり、学校統合初年度、4月から休校や交互登校が続き、制限のある中での学校生活を強いられ、交友関係を築くことが難しいなど、登校する意欲が湧きにくい状況があったこと等が考えられます。

表3 就学援助受給状況の推移

(人)

年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
小学校	9	10	12	7	9
中学校	4	5	5	2	4
計	13	15	17	9	13

長野県における就学援助を受けた児童生徒は、2021 年度過去最高となっており、離婚等によるひとり親家庭の増加や保護者の経済状況の変化等が増加の要因と考えられています。

本村における就学援助を受けた児童生徒は、2020 年度 17 人と高い値を示しましたが、その後、コロナの影響を受けて増加することなく落ち着いています。

(4) 人口減少・少子高齢化時代

我が国の出生数は急速に減少しており、2017 年に 94.6 万人であった年間出生数は、2021 年には過去最少の 81.2 万人と深刻さを増し、2050 年には生産年齢人口（15～64 歳）は現在の約 3分の2に減少すると言われています。また、世界に先行して急速に高齢化が進展し、65 歳以上人口の割合は世界で最も高くなっています。

長野県においても、毎月人口異動調査に基づく年間出生数は、2017 年の 14,728 人から 2022 年の 12,274 人に約 16.7%減少しています。また、2017 年と 2022 年を比較すると、0 歳から 18 歳までの人口は、342,702 人から 307,339 人に約 10.3%減少し、少子化に歯止めがかからない状況です。

一方で、平均寿命は、2017 年は男性が 82.24 歳、女性が 88.17 歳でしたが、2020 年には男性が 82.65 歳、女性が 88.95 歳と、共に延びており、高齢化率は 2017 年の 31.1%から 2022 年には 32.7%まで上昇しています。

また、長野県は、総人口においても 2000 年の 221.5 万人をピークに減少に転じており、2022 年には 202.1 万人で、約 8.8%の減少となっています。年齢3区分別に人口の推移をみると、0～14 歳人口（年少人口）及び 15～64 歳人口（生産年齢人口）が減少する一方で、65 歳以上人口（老年人口）が大きく増加しています。このような人口構造の変化に伴い、医療・福祉、農林業をはじめ各産業分野において担い手不足などの課題が深刻になっています。

表 4 本村の児童生徒数の推移

(令和 5 年 4 月 24 日現在) (人)

学年等	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
小学 1 年生	14	23	13	23	13	15	18	16	13	15	15	15
小学 2 年生	21	15	23	13	23	13	15	18	16	13	15	15
小学 3 年生	28	21	16	23	13	23	13	15	18	16	13	15
小学 4 年生	24	28	22	16	23	13	23	13	15	18	16	13
小学 5 年生	28	23	27	22	16	23	13	23	13	15	18	16
小学 6 年生	20	29	22	27	22	16	23	13	23	13	15	18
小学生計	135	139	123	124	110	103	105	98	98	90	92	92
中学 1 年生	28	18	28	22	27	22	16	23	13	23	13	15
中学 2 年生	22	28	18	28	22	27	22	16	23	13	23	13
中学 3 年生	22	22	27	18	28	22	27	22	16	23	13	23
中学生計	72	68	73	68	77	71	65	61	52	59	49	51
保育園	年少	22	12	15	18	16	13	15	15	15	15	15
	年中	13	23	13	15	18	16	13	15	15	15	15
	年長	22	12	23	13	15	18	16	13	15	15	15
	小計	57	47	51	46	49	47	44	43	45	45	45

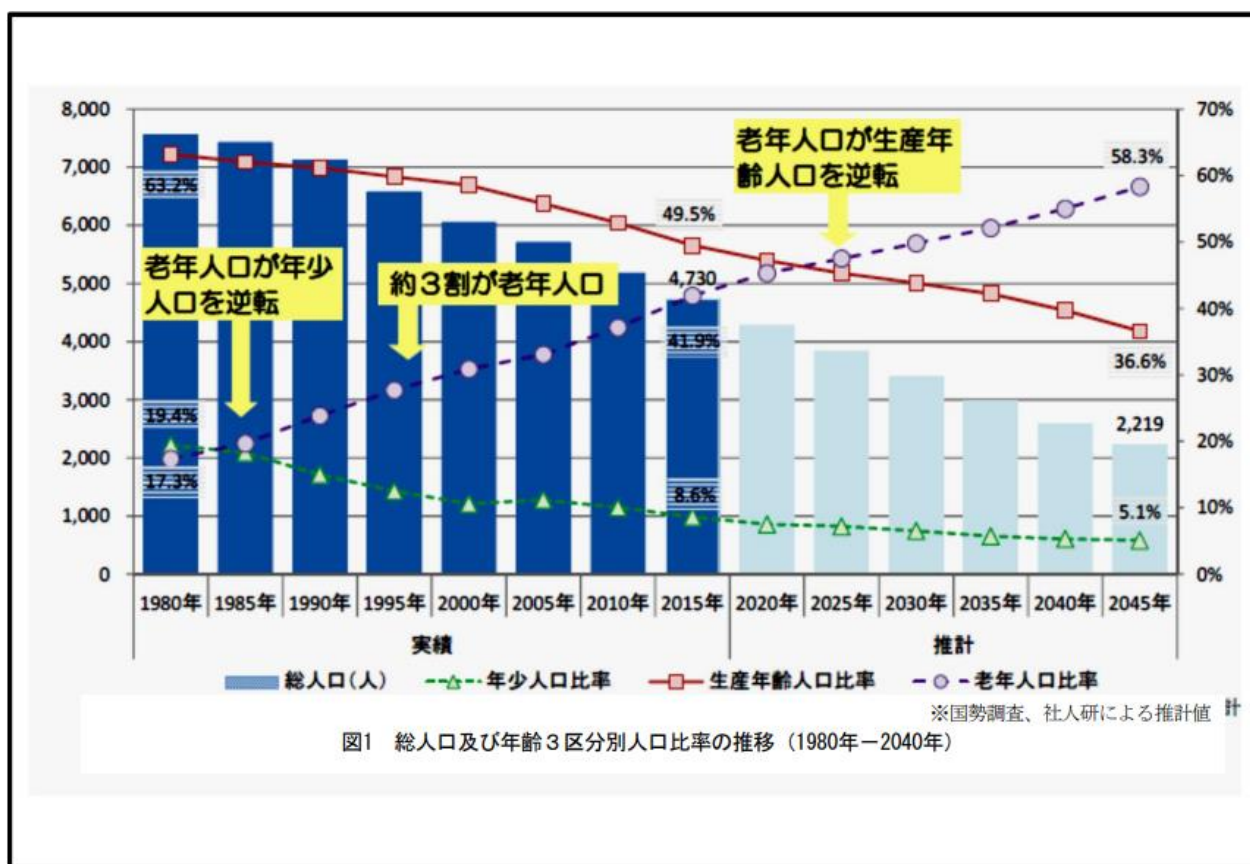
本村においても、県と同じ傾向にあり、小学校から中学校までの児童生徒数は、小学生は、2021年度の135人から2028年度には98人と37人減少、中学生は、2021年度72人から2028年度61人と11人減少する見込みです。

就学前の保育園の状況をも、2021年度57人から2028年度には43人と14人減少する見込みで、年々出生数が減少し少子化に歯止めがかからない状況です。

また、長野県の人口総人口、0～14歳人口及び15～64歳人口が減少する中、65歳以上人口は、1965年から2022年にかけて、約4倍に増加しています。

本村においても、総人口及び3区分別人口比率の推移をみてみますと、1985年には、老年人口が年少人口を逆転し、1995年には、約3割が老年人口となっています。

また、推計では、2025年には老年人口が生産年齢人口を逆転します。本村においても、少子高齢化は避けて通れない状況になっており、このような人口構造の変化に伴い、長野県同様、医療・福祉、農林業をはじめ各産業分野において担い手不足などの課題が深刻になっています。



2 現状と課題

上記に掲げたような社会背景・情勢が複雑に関連し合い、変化が急激で先を見通すことが難しいこれからの時代において、持続可能な社会を創造する力を育むためには、これまでの同一教室で同年齢の子どもが、同一の内容・学習進度により学ぶことを前提とした画一的な教育を転換し、個々に最適な学び

の環境を整備することにより、多様な個性や能力を伸ばす教育を行うことが求められています。

また、そうした学校教育への転換が求められる中、社会の変化に伴って生じる新たな教育課題への対応や部活動指導などに日々対応する学校現場の疲弊は、社会の構造的な課題として認識されています。こうした様々な役割・業務を抱える学校・教員の負担過多の現状を改善するためには、ICT（情報通信技術）の活用等による業務の効率化に加えて、これからの時代に即した学校・教員の役割の見直しなど、教員の働き方改革の一層の推進が急務となっています。

（１）予測困難な未来を生きる資質能力の必要性の高まり

先行き不透明で予測が困難な未来に向け、新しい価値や時代を創造する資質能力が求められており、これまでの知識やスキルの習得に偏重した教育を見直す必要があります。置かれた状況や目の前の事象から、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間や様々な他者と協働しながら新たな価値を創造する力を育成することが、今後の学校教育により一層求められます。

また、児童生徒一人ひとりの能力を最大限に引き出すためには、それぞれの状況や特性に応じた学びを推進していくことが必要であり、ICT（情報通信技術）機器の効果的な活用等を含め、教員の指導力・資質の向上が求められています。

（２）子どもが抱える困難の多様化・複雑化に対応する教育の必要性

社会の多様化が進み、様々な環境に置かれた子ども一人ひとりに合わせた教育を行うことが求められる中、学校だけでこのような課題に対応することが困難な状況がみえてきました。学校・教職員が担う業務の明確化・適正化を行うとともに、地域や民間等の様々な主体と一層の連携強化を図ることが必要です。

近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は全国的に増加傾向にあり、憂慮すべき状況です。また、病気や障がいなど様々な困難を抱える子どもの増加に伴い、子どもの置かれた状況や特性等に応じた学校におけるきめ細かな支援に加え、不登校児童生徒の増加により、学校以外の学びの場を拡充し、子どもが居場所として選択できるようにするなど、個々の状況に応じた支援を行うことが本村でも一層求められています。

さらに、様々な分野における規制改革により経済の活性化が図られてきた反面、親の所得による子どもの教育格差や学力格差などが生じており、子どもが置かれた環境に左右されることなく、その可能性を最大限引き出せるような学びを保障する仕組みづくりが教育委員会と他課の連携をはじめ、村を超えた広域での仕組みづくりが必要です。

また、子どもが抱える困難が多様化・複雑化している中において、これまで行われてきた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」等に基づく子どもを支援する取り組みに加え、2023年4月から施行された「こども基本法」に基づき、子どもの人権の保障などの施策について長野県教育委員会と連携し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(3) 人口減少下における学びの場や質の維持の必要性

子どもの減少に伴い、学校の統廃合が行われた中、地域拠点としての学校の存続が課題となっています。また、小・中学校において、必要な教員数の確保、教員の資質や専門性の向上が求められており、学校教育の維持と質の保障が課題になっています。

山間地域の小規模な学校では、これまで、その立地の特色を生かした、豊かな自然環境の中で学ぶことができること、また、児童生徒数が少なく個に応じた学習支援がしやすいことなどから、本村の教育の特徴の一つとして大切にしてきました。

今後、さらなる少子化や人口減少が避けられない中で、山間地域の小規模校の価値や意義を改めて見直し、子どもの人間関係の固定化などに対する懸念を払拭しつつ、地域の持続可能性の観点からも学校を学びの拠点として位置づけ、実践的に活用していくことが重要です。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域の人とのつながりが希薄化する中、子どもたちのリアルな体験や活動の機会の減少も課題となっています。

さらに、人生100年時代においては、一人ひとりの仕事、役割等が複線化するマルチステージの人生への転換が可能となり、誰もが変化に柔軟に対応し生涯にわたって活躍できるよう、働く世代、子育て世代の学び直しをはじめとする生涯学習のための環境整備が本村でも求められています。

3 今後の筑北村教育の方向性

(1) 国の教育の動向

第4期教育振興基本計画について中央教育審議会では令和5年3月に答申を取りまとめ、それを受け政府は、6月18日に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定しました。計画のコンセプトを「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」と掲げ、今後の教育施策に関する基本的な方針を「人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者」とし、以下5つの方針を定めています。

- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 計画の実行性確保のための基盤整備・対話

(2) 県の教育の動向

長野県では、国の教育改革の動向を踏まえながら、「第4次長野県教育振興基本計画」を策定しました。目指す姿を『「個人と社会のウェルビーイングの実現 ～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び～』』と掲げ、目指す姿を実現するためには、「個別最適な

学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による教育を推進していくことが必要であるとし、以下の4つの政策の柱を定めています。

- ◇一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる
- ◇一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる
- ◇生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる
- ◇文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる

(3) 筑北村教育の方向性

国の「第4期教育振興基本計画」や「第4次長野県教育振興基本計画」を踏まえながら、「第3次筑北村教育大綱」を定め、教育政策を進めていく必要があります。

また、「筑北村第2次教育大綱」の進捗状況を検証し、さらに、「社会背景・情勢」及び「現状と課題」を踏まえ、本村の教育の方向性を定め、教育政策を推進していくことが大切であると考えます。

第3章 筑北村の目指す教育

「第3次筑北村教育大綱」を策定するにあたって、国の「第4期教育振興基本計画」や「第4次長野県教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「第2次筑北村総合計画」や「第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、小規模山間地の学校の良さを最大限生かした大綱を策定します。

また、教育大綱は、「基本理念」「基本方針」「基本目標」「施策の展開」「資料」によって構成します。

更に、それらを実現するための個別の具体的な施策については、「第2次筑北村子ども・子育て支援事業計画」「筑北村幼児教育・保育推進プラン」「筑北村第3次子ども支援プロジェクト～0歳から18歳までの子ども一人一人の「育ち」に対する一貫性のある支援～」 「第2次筑北村生涯学習基本構想」など教育に関する既存の各種計画に位置付けられている具体的な個別の施策と相まって、大綱の基本方針に定めた内容の実現を目指していきます。

1 教育理念

「未来を切り拓く 心豊かなたくましい 人間の育成」

2 基本方針

「生涯にわたって自ら学び続け、社会の変化に柔軟に対応し、
新しい時代を主体的にたくましく生きる心身ともに健やかな人間の育成」

～一人ひとりが学びを追求し、時代に応じた新しい価値や生活を更新し続ける～

3 基本目標

第3次筑北村教育大綱の「教育理念」「基本方針」を実現するためには、国の「第4期教育振興基本計画」のコンセプトである「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」、更には、「第4次長野県教育振興基本計画」の「個人と社会のウェルビーイングの実現～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び～」の目指す姿を具現することが必要です。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による教育を推進していくことが必要です。

そこで、本村では、次の4つの基本目標を政策の柱として取り組んでいきます。

基本目標 1

他者と協働して主体的に探究し、新しい価値や時代を創造していく力を育む教育の推進

基本目標 2

一人の子どもも取り残されない、多様性を包み込む共生社会の実現に向けた教育の推進

基本目標 3

地域、家庭、学校で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

基本目標 4

「学び」「助け合い」心豊かな充実した毎日を送るための共感と交流が生まれる機会の創出



第4章 施策の展開

基本目標 1

他者と協働して主体的に探究し、新しい価値や時代を創造していく力を育む教育の推進

- (1) 「生きる力」を育む保・小・中一貫性のある教育の推進
- (2) デジタルの力を最大限活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3) 探究を核とした学びを育む「ふるさと学習」の推進
- (4) 「筑北村幼児教育・保育推進プラン」に沿った幼児教育の推進
- (5) 保育士・教職員のウェルビーイング向上のための働き方改革の推進

基本目標 2

一人の子どもも取り残されない、多様性を包み込む共生社会の実現に向けた教育の推進

- (1) 一人ひとりの個性に応じた学びを追求し、豊かな人間性・社会性を育む教育の推進
- (2) インクルーシブな教育（特別支援教育）の一層の推進
- (3) 子どもの権利や安全を保障する教育環境の更なる充実
- (4) 様々な機関との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援の充実

基本目標 3

地域、家庭、学校で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- (1) コミュニティ・スクールと地域保育園学校協働活動の一体的推進体制の構築
- (2) 家庭と連携した地域ぐるみの子育ての推進（保育園・学校・家庭・地域の連携）
- (3) 生涯を通じて学ぶことができる環境づくりとデジタル化の推進

基本目標 4

「学び」「助け合い」心豊かな充実した毎日を生きるための共感と交流が生まれる機会の創出

- (1) 暮らしと地域をつなぎ、生涯を通じて学ぶことができる環境の創出
- (2) 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会の充実



他者と協働して主体的に探究し、新しい価値や時代を創造していく力を育む教育の推進

【将来像】

小中学校では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に推進され、すべての児童生徒、教職員が共に自分にとって居心地のよい活力に満ちた学校をつくり、その中で、自ら問いを立て、他者と協働して主体的に課題解決に向かい探究していく学びを展開することにより、新しい価値や時代を創造する力が育まれている。

保育園では、身近な環境に主体的に関わり、考えたり、試したり、挑戦して、友達と様々な体験を重ねられる保育が推進され、全ての園児、保育士が共に自分にとって居心地のよい活力に満ちた保育園をつくり、その中で、自分も友達も大切に、自己表現する力、心や体を十分に働かせて、自ら健康で安全な生活をつくり出そうとする力が育まれている。

【主な施策】

(1) 「生きる力」を育む保・小・中一貫性のある教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力を活用しながら一層充実していきます。
- ・デジタルの力を活用した「個別最適な学び」の具体を研究することにより、児童生徒一人ひとりが自分にとって最適な学び方を選択したり、学習を調整したりして、学び続ける子どもを育みます。
- ・子どもが身近な環境に主体的に関わり、考えたり、試したり、挑戦したりして、友達と様々な体験を重ねる中で、「生きる力」の基礎を育む保育の充実を図っていきます。
- ・探究を中核とした保育園・学校の教育を進めることにより、生涯にわたって主体的に学び、探究し続ける力を育成していきます。
- ・多様な園児・児童・生徒にきめ細かく対応できる学び（遊び）の人的環境・物的環境を整え「知」「徳」「体」が調和的に発達していくようにしていきます。
- ・保育園・学校と社会をつなぐ「地域保育園学校協働活動推進員（コーディネーター）」を配置することにより、保育園・学校を社会に開かれた魅力ある学び（遊び）の拠点となるよう体制を構築していきます。
- ・幼児期から外国語に親しむ環境を整え、異文化理解とコミュニケーション力を育てるために「英語とともだち」（保育園）、「英語であそぼう」（小学校1・2学年）に取り組み、小学校3学年以上の外国語活動につなげていきます。
- ・幼児期から運動に親しむ環境を整え、保・小・中を通して家庭と共に、体力・運動能力の伸長

を図っていきます。

- 職場内研修・職場外研修・自己啓発研修等を計画的に進め、探究を核とした学びを推進するための教員自らが学ぶ研修の充実やキャリアステージ別の保育士や教職員の資質向上を図る研修の充実を図っていきます。
- 「信州やまほいく（信州型自然保育）」や「ふるさと学習」を中心に、地域との交流にも取り組み、日常的・継続的な保・小・中連携教育を推進していきます。
- 保育園・学校の連携強化、接続を充実し、幼児期に育まれた「幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿」及び「好奇心」や「探究心」をより伸ばしていく義務教育を進めていきます。

(2) デジタルの力を最大限活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- GIGA スクール構想の更なる推進により、オンライン授業が行えるよう、ICT（情報通信技術）の先進的かつ効果的な活用と取り組みの普及等により、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を一層推進し、「学習の基盤となる資質・能力」としての「情報活用能力」を育成していきます。
- デジタル教科書を導入し、デジタルの力を最大限活用した個別最適な学習環境を創出し、多様な教育的ニーズのある児童生徒に応じた授業を推進していきます。
- 児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力を活用しながら一層充実していきます。
- 発達段階に応じた情報モラル教育に取り組み、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を育て、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できる力を育てていきます。

(3) 探究を核とした学びを育む「ふるさと学習」の推進

- 筑北村の豊かな自然環境や地域の資源を活用した多様な体験活動を通して、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間や様々な他者と協働しながら、五感を働かせた探究活動を展開していきます。
- 仲間や多様な他者と協働的に探究活動に取り組み、他者から多様な情報を得たりできる場や生きて働く知識や技能を習得する場を構築し、子どもたちが新たな知を創造していくようにします。

(4) 筑北村幼児教育・保育推進プランに沿った幼児期の教育の推進

- 「筑北村幼児教育・保育推進プラン」に沿って保育園を運営し、「幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿」を目指して保育をしていきます。
- 「信州やまほいく（信州型自然保育）」による豊かな自然環境や地域の様々な資源を活用した

多様な保育を展開し、ホームページ等で情報発信の強化を図っていきます。

(5) 保育士・教職員のウェルビーイング向上のための働き方改革

- ・村費講師や支援員の配置の充実、教職員業務支援員の配置、外部専門人材の登用など職員配置の検討により、保育士・教職員が園児・児童・生徒の保育・教育に専念できる環境を整備します。
- ・保育支援システムや校務支援システムの活用による校務情報の一元的集約、業務の効率化・合理化により、保育士・教職員の業務縮減に取り組みます。
- ・中学校における学校部活動の地域クラブ活動への移行を近隣の市町村や県教育委員会と連携して取り組み、持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、教職員の負担軽減を図っていきます。
- ・学校と社会をつなぐ地域保育園学校協働活動推進員（連携コーディネーター）を配置し、地域の人的資源を活用する事により、保育士・教職員の業務の削減を図っていきます。

基本目標 2

一人の子どもも取り残されない、多様性を包み込む共生社会の実現に向けた教育の推進

【将来像】

小中学校では、一人ひとりが尊重され、安全安心な学びの環境の中で、多様な特性を持った子どもたちが互いを認め合い、持てる力や可能性を最大限発揮している。

保育園では、多様性を認め合う安全安心な集団の中で、全ての子どもが持てる力を最大限発揮し活動し、ともに学び合い育ち合っている。

【主な施策】

(1) 一人ひとりの個性に応じた学びを追求し、豊かな人間性・社会性を育む教育の推進

- ・多様な体験活動を通して心に響き心が動く、多様性を包み込み共に生きる力を育む「心の教育」を充実させ、「いじめない心」「いじめを許さない心」を育成していきます。
- ・「参加型学習」を取り入れた、未来志向の「包括的平和教育」を人権教育と関連させながら推進していきます。
- ・動画等の教育関連情報の発信やオンライン授業等の遠隔教育の推進、タブレット端末等の活用により、様々な状況下にいる子どもたちが主体的に学ぶ機会を様々な機関と連携して保障していきます。
- ・学校以外の学びの場として筑北スマイル教室を設置し、学校との連携を強化するとともに、村

内の子どもを受け入れる施設との連携も図ることにより、子どもたちの多様な学びの場を確保し、充実を図ります。

- 豊かな自然環境や地域の様々な資源を活用した「信州やまほいく（信州型自然保育）」の充実を図り、園児一人ひとりが多様な遊びを創り出していけるようにしていきます。

(2) インクルーシブな教育（特別支援教育）の一層の推進

- すべての児童生徒が自分らしく学ぶことのできる多様性を包み込む授業づくり、学級づくりを推進するとともに、障がいのある人も無い人も共に尊重される、一人ひとりのニーズにあわせた多様な学びの場を提供していきます。
- 個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント（情報収集・分析・評価）方法や、デジタルを活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実していきます。
- 児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、ICT（情報通信技術）やAT（アシスティブ・テクノロジー）の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進していきます。
- 通級による指導を必要とする児童生徒の学びの場の保障や、特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍の取組等により、連続性のある多様な学びの場を一層充実していきます。
- 臨床発達心理士・作業療法士・言語聴覚士等の専門家による保育園や学校の巡回保育・教育相談を更に充実させるとともに、学校教育関係者等による相談支援体制及び多様な相談機関等との連携を強化し、ケース会議や支援会議等の充実を図っていきます。
- 継続性のある支援ができるよう、子育て支援センターと保育園、保育園と小学校、小学校と中学校の連絡会を充実させ、連携・接続の強化を図っていきます。

(3) 子どもの権利や安全を保障する教育環境の更なる充実

- 子どもの権利の保障など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、関係部署と連携し、人権尊重の視点に立った学校・行政運営により、人権が尊重される社会づくりを推進していきます。
- 家庭、学校、関連施設及び民生児童委員との連携を深め、共通した認識でいじめや不登校などの予防・早期発見に取り組むとともに、迅速かつ適切な対応ができるよう「いじめ等対策連絡協議会」を運営し、地域ぐるみでいじめの未然防止に取り組んでいきます。
- 災害、事故等不測の事態に保育園や学校が適切に対応できるよう、危機管理マニュアルの見直しや教職員研修会を開催するとともに、防災等安全教育を推進し、学校の安全対策を強化していきます。
- 安全・安心な保育園・学校給食の運営や家庭・地域と連携した食育を推進することにより、子どもの心身の健全な発達を促進していきます。

- ・こども会、育成会との連携による子ども健全育成や通学時などの住民による見守り、有害情報から子どもを守る活動等に取り組み、地域による安全・安心の確保を進めていきます。

(4) 様々な機関との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援の充実

- ・長野県の様々な施策を活用し、村内外のNPOと連携して、いじめや不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備していきます。
- ・様々な資源を活用し、小学校から中学校における「SOSの出し方に関する教育」を推進し、自殺リスクが高い子どもへの支援を強化していきます。
- ・筑北村適応指導教室（校内適応指導教室）や村内外のNPO法人等と連携した子どもの居場所づくりを進めていきます。
- ・県教育委員会のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用することにより引きこもりの子どもや生活困窮家庭の子どもに対して、関係機関と連携して家庭訪問や学習・生活支援を行う事により、将来の自立に向けた支援をしていきます。

基本目標 3

地域、家庭、学校で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

【将来像】

共学共創によって、学校をはじめ多くの主体が地域の学びのハブ（中核）として社会とシームレス（継ぎ目のない状態）になり、地域の中で、様々な価値観を尊重し合い、多様な学びや創造が循環している。

【主な施策】

(1) コミュニティ・スクールと地域保育園学校協働活動の一体的推進体制の構築

- ・筑北コミュニティ・スクールの充実を図り、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を一体的に進めていきます。
- ・学校のランドデザインや学習環境の整備を地域と共に進め、地域と学校が共に学び、共に創る気風を高め、新たな地域連携のあり方を検討することにより、住民参加型の学校運営の仕組みづくりを更に推進していきます。
- ・地域づくりを支援する社会教育人材を育成することにより、地域住民による自治の力の向上を図っていきます。

(2) 家庭と連携した地域ぐるみの子育ての推進（保育園・学校・家庭・地域の連携）

- ・自分づくりや家庭づくり、地域づくりなどに向けて、「筑北クローバープラン（あいさつをしよう・汗を流そう・本を読もう・対話をしよう）」の推進を図っていきます。
- ・基本的な生活習慣の定着や家庭学習の定着のほか、ネット依存への対応等、保護者が適切な子育てができるように様々な機関と連携して支援していきます。
- ・学習の場の提供と地域による学習支援等、生涯学習の拠点としての図書館運営や学習、文化交流の拠点とした公民館の運営の充実等、幅広い世代の学びを支える環境づくりを推進していきます。
- ・児童館・放課後児童クラブ等、子どもたちの居場所づくりに取り組むとともに、長期休業や放課後の子ども教室等、子どもの健全育成のための体験・交流活動と寺子屋や未来塾等、学習の場を提供していきます。

(3) 生涯を通じて学ぶことができる環境づくりとデジタル化の推進

- ・村民の自主的な学習意欲を高め、生涯学習活動に多くの村民が参加し、成果を実感し満足できるような事業を様々な機関と連携して展開していきます。
- ・村民の誰もがICT（情報通信技術）を活用した学びの機会を得られる環境の充実を図っていきます。
- ・県と連動した電子図書館サービスの充実や、図書館等のデジタル化・オープン化の推進等により、すべての村民にとって学びにアクセスしやすい環境の充実を図っていきます。

基本目標 4

「学び」「助け合い」心豊かな充実した毎日を生きるための共感と交流が生まれる機会の創出

【将来像】

歴史や特色のある文化が継承され、それらに触れる機会が充実するとともに、多くの村民が文化芸術・スポーツに親しむことにより、地域が活性化し、一体感が醸成されている。

【主な施策】

(1) 暮らしと地域をつなぎ、生涯を通じて学ぶことができる環境の創出

- ・図書館行事や公民館事業等により、地域の人々が共に学び合える環境の整備を進め、ライフステージに応じた多様な学習の機会を設け、さらなる充実を図っていきます。
- ・筑北村図書館、筑北村歴史民俗資料館、筑北村考古資料館等の機能充実により、村民の歴史に関する学習や交流の促進を図るとともに、筑北村の歩みを記録し未来に継承する営みを推進し

ていきます。

- 社会人権教育・学校人権教育、福祉ボランティア教育、国際理解教育、平和教育、これらに関連付けて行う事で、豊かな人間性・社会性を育てていきます。

(2) 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会の充実

- 村民誰もが生涯にわたり、気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、健康維持や体力づくりを推進していきます。
- スポーツ施設の適正な維持管理や、地域のスポーツ団体等の運営体制支援により、地域のスポーツ環境の整備・充実を図っていきます。
- 「スポーツフェスティバル」や「分館交流球技大会」等の全世代参加に向けた取り組み、スポーツによる健康増進と地域コミュニティの形成を図っていきます。
- 郷土・芸術文化に関する講座等を充実し、文化祭、公民館、図書館等を活用した成果を発表できる場の提供を推進していきます。
- 史跡や文化財の保護と活用、伝統文化の保護と継承を図る活動を推進していきます。
- 中学校における学校部活動の地域クラブ活動への移行を近隣の市町村や県教育委員会と連携して取り組み、持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保していきます。



第5章 資料

筑北村教育大綱検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑北村教育大綱検討委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 筑北村における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）の策定に当たり、関係する村民等の意見を反映させるため、筑北村教育大綱検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育大綱の策定に当たり意見を述べ、又は検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、委員6名以内をもって組織する。

- (1) 教育委員
- (2) 社会教育委員・公民館運営審議会委員
- (3) 学校長
- (4) 学校運営協議会委員
- (5) 学校PTA役員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、教育大綱策定に関する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

筑北村教育大綱検討委員名簿

氏 名	役 職	備 考
山本和彦	教育委員	
藤原孝一	社会教育委員・公民館運営審議会委員	委員長
藤松隆雄	聖南中学校長	副委員長
宮澤信雄	学校運営協議会委員	
塚山克視	筑北小学校PTA会長	

第3次筑北村教育大綱審議経過

第1回 4月 24日 (月) 午後 7:00～

- ・委員の委嘱
- ・委員長・副委員長の選任
- ・会議予定（会議の進め方）
- ・国の教育の方向
- ・長野県の教育の方向
- ・筑北村の現状

第2回 5月 30日 (火) 午後 2:00 ～

- ・第2次筑北村教育大綱 成果と課題
（「共育」・「共生」・「自立」の成果と課題）
- ・今後の筑北村教育の方向性について
- ・筑北村の教育理念・基本方針・教育目標について

第3回 9月 20日 (水) 午後 2:00 ～

- ・第3次筑北村教育大綱の主な施策の展開について
- ・第3次筑北村教育大綱の資料編について

※パブリックコメント 10月6(金)～11月5(日)

第4回 11月 8日 (水) 午後 1:00 ~

- ・パブリックコメントの検討
- ・第3次筑北村教育大綱概要版の検討
- ・第3次筑北村教育大綱(冊子)配布及び周知について
- ・第3次筑北村教育大綱と実際の保育園・小学校・中学校の保育・教育について
- ・第3次筑北村教育大綱と実際の生涯学習の取り組みについて

※ 定例教育委員会・総合教育会議で審議

- ◎ 定例教育委員会 11月29日(水) 午後 3:00~
- ◎ 総合教育会議 1月25日(木) 午後 1:30~

※関係機関に周知・ホームページにアップ 2月~3月

第2次教育大綱の成果と課題

基本目標	共 育
施策の方向性	社会全体で共に育み、共に学ぶ教育の推進 《住民福祉課・こども支援係・サポートセンター》
基本施策	(1) 家庭教育の推進

【主な施策と取組】

ア 基本的な生活習慣の育成

成果目標

- ・保護者と保育士とで心を合わせて、子どもたちの育ちを見守り、無理なく生活習慣が身に付くよう保護者を支援していきます。
- ・発達の理解や親子の関わり方等の情報提供をして、保護者の子育ての支援をしていきます。
- ・保育所保育指針・保育の全体的な計画に基づき、個々の年齢・発達に合わせて、基本的な生活習慣が無理なく身に付くよう保育士が援助します。
- ・地域や家庭の実態を踏まえ、保護者の状況に配慮しながら、子育ての助言をし、共に子どもを育てていきます。
- ・小・中学校の全職員が、学校生活のあらゆる場面を通して、一人ひとりの子どもたちの生活現況を踏まえながら、自ら向上しようとする自己指導力を育て、基本的な生活習慣が形成できるように努めます。

- ・全国学力・学習状況調査の基本的な生活習慣に関わる結果分析を通して、子どもたちへの関わりや見守りについて、家庭や地域に向けて、館報や学校だよりなどを発信します。

イ 「子どもサポートノート」の活用

成果目標

- ・一人ひとりの子どもの健やかな成長を願い、乳幼児期から学校卒業段階までの一貫した支援をしていくために、医療、保健、福祉及び教育などの各機関との相談や支援内容を記録し、保護者と支援者とが情報を共有化するための一助とします。
- ・保護者が我が子の「育ち」の状況を、成長のステージごと（乳児期～幼児前期[すこやかファイル]、乳児期～幼児後期[保育園ファイル]、児童期[小学生ファイル]、青年期[中学生ファイル]）の健診や相談、参観などから重要と思われる情報を記録し、我が子に対する必要な支援を行うための一助とします。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・コロナに感染された方が出て子育て支援センターを閉める状況になったこともあったが、感染対策をして、できるだけ子育て講座や行事を行った。（子育て支援センター）
- ・どんぐりくらぶ（年5回）、子育て講座を実施。（子育て支援センター）
- ・乳幼児健診時に2歳児健康相談及び離乳食ぱくぱく相談会実施。（子育て支援センター）
- ・中学校で、「ティーチャー・トレーニング」を実施。（子どもサポートセンター）
- ・「子どもサポートノート」の内容を、新保育所保育指針と新学習指導要領に対応して見直す。
- ・家庭学習の手引き配布（小学校）
- ・読解力、書く力の向上をめざした家庭学習の課題提出（小学校）
- ・家庭学習「SEINAN HOMEWORK」の配布と実施（中学校）

令和3年度

- ・コロナ禍であったが、できるだけ声をかけ、子育て支援センターの利用が進むようにした。
- ・子育て支援センターでは、「ペアレント・トレーニング」の希望者が少ないため、子育て講座に替えて取り組む。
- ・理学療法士相談を子育て支援センターで開設。（年6回）
- ・子ども家庭総合支援拠点にて18歳までの子どもの全ての相談を受ける体制を整える。（子育て支援センター）
- ・中学校で、「ペアレント・トレーニング」を実施。（子どもサポートセンター）
- ・「子どもサポートノート」を4分冊から0歳から15歳まで通して1冊に変更。
- ・小学校で、「ティーチャー・トレーニング」を実施。（子どもサポートセンター）
- ・家庭学習の手引き（改訂版）配布。（小学校）
- ・子どもサポートセンターと連携して、全ての児童の学びを保障する筑北小スタンダードの構

築。(小学校)

- ・タブレット使用のルールを生徒会中心に話し合っ作成。(中学校)

令和4年度

- ・子ども家庭総合支援拠点の周知活動を行う。(子育て支援センター)
- ・「すこやかカレンダー」で子育て講座や行事の予定を周知(子育て支援センター)
- ・「理学療法士相談」(年6回)を実施。(子育て支援センター)
- ・保育園で「ペアレント・トレーニング」を実施。(子どもサポートセンター)
- ・「子どもサポートノート」にコミュニティ・スクールと幼児期教育・保育推進プラン及び相談体制資料を新たに追加。
- ・小学校で「ティーチャー・トレーニング」を実施。(子どもサポートセンター)
- ・家庭地域でのあいさつ活動の推進(小学校)
- ・コロナ禍による出席停止や臨時休校に対応するため、タブレット端末の持ち帰りとオンライン授業の実施(小学校・中学校)
- ・「パソコンの使い方のルール」作成と配布。(小学校)
- ・タブレット使用のルール改訂版の作成(中学校)

【現状と課題】

- ・家庭と連携しながら園生活を送っていく中で、子どもたちは友達からの刺激を受けながら、保育士の援助により、個々のペースで生活習慣や集団のルールを体得している。
- ・育児不安や困り感を抱えている保護者も多いため、クラス懇談や子育て講演会等で話し合いや学び合う機会を作った。更に子育てについて個別の相談窓口の設置や個別の子育て支援のできる体制整備が必要である。(保育園)
- ・生活の基盤である家庭生活の安定が大切であると考え、「家庭学習の手引き」配布ほか様々な方法で啓発をしている。保護者の考えや家庭状況により、手引きやルールが浸透するまで、さらに工夫が必要である。(小学校)
- ・ゲームが好きでゲームに夢中になっている生徒も一定数いるが、SNS(YouTubeやtiktokなど)を長時間見ている生徒が多い。目的を持って見ているというよりは、面白いものをだらだらと見ていて長時間になってしまっている傾向にある。(中学校)
- ・SNSに時間をとられて睡眠時間が少なくなってしまう、体調不良や生活の乱れが見られる。家庭学習の充実を図ることで、帰宅後の時間をコントロールする軸にしたいと考え、授業と家庭学習を連動させた教科指導に力を入れている。(中学校)
- ・年度当初に学習ガイダンスを行い、模範的な家庭学習の取り組みの具体を提示したり、教科ごとに授業と連動させた内容を提示したりして家庭学習の改善を図る。(中学校)
- ・成長のステージごと4分冊になっていたが、保護者からの要望で、一人一冊にして記録が残せるように変更した。これにより、一冊で成長の経過を見ることができるようになり、より、乳

幼児期から学校卒業段階まで一貫した支援を行うための一助となった。今後、スマートフォンの中に保存し、持ち歩いていつでも活用できるよう電子化を検討する。

- ・ネットとの関わりについてなど、家庭でも一緒に考えてほしい内容の資料を保存版で配布した。（中学校）
- ・ネットとの関りや家庭学習について、家庭学習「SEINAN HOMEWORK」や「ネットとの関りの資料」を活用して情報交換をする機会を今後工夫していく。（中学校）

基本目標	共 育
施策の方向性	社会全体で共に育み、共に学ぶ教育の推進 <p style="text-align: right;">《生涯学習係》</p>
基本施策	(2) 生涯学習の環境整備と活動支援

【主な施策と取組】

ア 各年齢期に合わせた学習内容の充実

成果目標

- ・各年代のニーズに合せた講座を立案し、参加者の声を取り入れた PDCA サイクルによる検証・改善を図ることで、参加者の増加や満足度の引き上げを目指します。
- ・興味・関心のもてる講座や機会を設け、さまざまな価値観に触れることで、村民が自主的に学習活動に取り組める環境づくりを推進します。

イ 図書館・歴史民俗資料館等の整備

成果目標

- ・図書貸し出し・読書相談・学習支援・図書資料等の情報提供・蔵書の整理・図書の購入など、図書館職員の資質の向上に向けた講習会へ積極的に参加し、その成果をよりよい図書館づくりに活かします。
- ・従来の学習の場としての図書館から、オープンで誰でも気軽に立ち寄れる図書館になるように、住民の声を活かしながら工夫していきます。（日常的なイベントや展示の開催など）
- ・歴史民俗資料の発掘・整備・展示・展示用備品の整理などについて、文化財調査保護委員や歴史民俗資料館運営委員、生涯学習支援ボランティアの力を借りながら、文化財の整理を行い、課題解決を図ります。

ウ ボランティア・アドバイザー等の育成

成果目標

- ・経験のある高齢者やボランティアの発掘をするとともに、年間を通して村外研修等他市町村の

現状を視察し、見識を深める機会を大事にし、生涯学習支援ボランティア実践講座も開催します。

- ・「生涯学習指導者名簿」を作成し、随時検討しながら、新しい人材の登録と活躍の場を確保します。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・図書館システムの更新
- ・ふるさとふれあいの集い実施
- ・図書館の蔵書整理

令和3年度

- ・文化財 県宝鉄造阿弥陀如来立像の収蔵を歴史民俗資料館で受託
- ・ふるさとふれあいの集い実施
- ・図書館の蔵書整理と館内のレイアウト変更
- ・歴史民俗資料館、村内の文化財見学（あずまやタイム）

令和4年度

- ・生涯学習 スマートフォン教室の開催
- ・図書館 会議室を改修し、書架を整備
長野県デジタル図書館の運用開始
- ・文化財 収蔵庫用途廃止（収蔵品の移転・無償譲渡・廃棄）
- ・ふるさとふれあいの集い実施
- ・歴史民俗資料館見学（小1・3学年）
- ・学校図書館の蔵書整理と再分類、配置換え

【現状と課題】

- ・「筑北シニア大学の名称」を「いきいき学習講座」に変え、参加者の増加を図ったが、コロナ禍による教室の中止、参加者の減少がみられた。どのように住民のニーズを把握し、学習内容の充実を図っていくかが課題である。デジタル社会で必須となっているスマートフォンの使い方教室は人気が高く、今後も継続していく必要がある。
- ・図書館では、コロナ禍による閉館や開館時間の短縮を行ったが、図書館まつりの開催、ファースト・セカンドブックの贈呈など予定していた行事はおおむね実施できた。利用者数がやや減少傾向にあるため、図書の充実、学習室の利用についての広報を行っていく必要がある。令和4年度から運用が始まった長野県との協働による電子図書館は、居住する地域や世代の違い、障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこからでも、無償で利用できるメリットがある。住民へのアクセス使用方法などの周知を十分に行い、新しい読書文化を醸成していくことが必要

である。

- ・歴史民俗資料館関係では、旧本城民俗資料館であった収蔵庫の収蔵品の整理を行うことができた。移動した収蔵品の展示とともに来館者の増加が課題となっている。
- ・目標としていた、村外先進地への視察はコロナ禍により実施できなかったが、生涯学習支援ボランティアの3グループでは、それぞれに計画に基づき活動ができている。今後、コミュニティ・スクールの協働活動の中で、さらに役割は高まってくるが、若い年代層の指導者の発掘・育成が急務である。
- ・ふるさとふれあいの集いは筑北小の特色ある教育活動として定着してきている。全学年の児童が希望する講座を選択し、地域講師から学ぶことは、ふるさと筑北村を知り、自慢に思うことにつながっている。講師の高齢化が進んでいるので、新しい講師を開拓していく必要がある。(小学校)
- ・令和2年度までは、中学校3年生の家庭科の授業で、7月にひまわり保育園の実習を行った帰りに図書館に立ち寄り、図書館や学習室の紹介をしていただいていた。これが功を奏し、夏休み以降、3年生は頻繁に学習室に立ち寄り、学習する姿が見られた。(中学校)
- ・令和3年度以降、実習の時期に変更やコロナ禍で、図書館にも立ち寄ることができなかったこともあり、生徒の利用が減ったと考えられる。今後、進路指導の中で図書館の利用について紹介することで、利用促進を図っていく。(中学校)

基本目標	共 育
施策の方向性	社会全体で共に育み、共に学ぶ教育の推進 《生涯学習係》
基本施策	(3) 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

【主な施策と取組】

ア 芸術・文化活動や講座・同好会支援

成果目標

- ・公民館講座については、住民からの要望などを反映させ、参加者に満足してもらえるような事業を検討、実施していきます。また、公民館講座から自主講座へ移行できるよう、全面的にサポートします。
- ・文化祭などのイベントの開催により、発表者の向上心を高めるとともに、村全体が文化芸術への意識が高まる環境づくりをします。

イ 郷土資料・伝統文化等の整理及び提供

成果目標

- ・村組織の充実を図り、村の貴重な伝統文化や郷土歴史資料を整理・保護するとともに、世代を超えた学習会などの開催により、次代へ引き継いでいきます。
- ・歴史民俗資料館・考古館・収蔵庫の施設整理（統合を含む）を行うことにより、魅力的で分かりやすい施設にするとともに、指導者の配置やボランティアの育成を図ります。また、施設に関わる情報を村内外に発信することにより、村の観光資源としての活用を図ります。

ウ 文化祭・イベント等の開催

成果目標

- ・文化祭やイベントは、文化・芸術グループなどの成果が発表できる場であり、発表者の向上心や生きがい・励みにつながり、村民同士の交流が図られる重要な機会と捉え、今後も大勢の村民が楽しく参加できるような企画を検討し、開催します。
- ・図書館や公民館施設、資料館を多くの村民に活用してもらえるように創意工夫したテーマイベントなどを開催し、多くの方が様々な文化・芸術に触れることができる機会を提供します。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・文化祭への作品の出品（保育園・小学校・中学校）

令和3年度

- ・アウトリーチフォーラム事業（サクソフォンアンサンブルコンサート）
- ・文化祭への作品の出品（保育園・小学校・中学校）

令和4年度

- ・演芸会（落語）
- ・金管バンドクラブの活動を全校で応援し、発表の機会を設定
- ・文化祭への作品の出品（保育園・小学校・中学校）
- ・写生会への絵画サークルの方の協力（中学校）

【現状と課題】

- ・新たな文化財の指定は行わなかった。村内の標柱を整備して約10年が経過するため、毎年計画的な文化財のパトロールを実施していくことが求められる。
- ・コロナ禍にあっても感染防止対策を講じて、文化祭は実施できているが、クラブ活動の停滞等から出展者の減少は否めない状況にある。ステージ発表の再開と、新たな出展者の発掘が課題となっている。
- ・課外活動の金管バンドクラブに4年生以上の児童が積極的に参加している。音楽会や土曜参観日などの機会に発表することを位置づけモチベーションの維持を図った。（小学校）

- ・コロナ禍により対外的な演奏会等は中止になることが続いたが、北部吹奏楽祭には参加でき北部三校の交流ができた。（小学校）
- ・令和3年度には、中学校のあずまやタイムで村の文化財の施設を見学することができた。生徒が村の文化や歴史に触れる機会として、文化財の施設を積極的に活用したい。（中学校）
- ・令和4年度の写生会では、村の絵画サークルの方にボランティアとして参加していただき、生徒へのアドバイスや見守りをして頂いた。励みにもなり、集中力が続かない生徒への支援にもなった。（中学校）

基本目標	共 育
施策の方向性	社会全体で共にはぐくみ、共に学ぶ教育の推進 《住民福祉課・こども支援係・サポートセンター》
基本施策	（４）社会全体で取り組む教育の推進

【主な施策と取組】

ア 子ども・子育て支援事業の推進

成果目標

- ・子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育に関する情報提供や学童期児童の子育て支援の充実が図れるようにします。
- ・放課後児童健全育成事業や児童館を活用し、放課後の子どもの安全な居場所づくりを行います。
- ・子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育への総合的な情報提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実が図られるようにします。
- ・地域における保護者の課題を踏まえながら、地域に保育園を開放し、未就園親子が安心して集い、スムーズに入園できるようにしていきます。

イ 筑北クローバープランの奨励

成果目標

- ・〈筑北クローバープラン〉の4項目「あいさつをしよう」「汗を流そう」「本を読もう」「対話をしよう」について、子どもたちの発達段階に応じて、各校園で年度・学期・月などの重点項目を決め出して取り組める日常的な重点活動になるよう働きかけます。
- ・〈筑北クローバープラン〉がどのように推進されているのか、園長会・校長会・生涯学習係主催事業担当者会などで情報を共有し、取り組みの向上に努めます。

ウ 信州型コミュニティスクールの構築

成果目標

- ・ 保育園と小・中学校とが、地域と連携して、子どもを育てる取組を土台にして、学校運営や学校支援、学校評価などを一体的・持続的に実施できる組織体制を確立します。
- ・ 保育園応援団・つつじっ子応援団・きささげ応援団の教育活動への参画の重点化及び協働化を見極め、各校園が日常の教育活動に積極的に活用できる状況づくりに努めます。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・ 第2次子ども・子育て支援事業計画（R2年度～6年度）
- ・ グランドデザインに筑北村教育理念、グローバープランの位置づけ（小学校・中学校）
- ・ 探究型のあずまやタイムへの変換
- ・ きささげ応援団の協力

令和3年度

- ・ 子ども家庭総合支援拠点設立
- ・ きささげ応援団をはじめ、地域の方の協力により、探究型のあずまやタイムの充実

令和4年度

- ・ 文科型コミュニティ・スクール移行準備
- ・ 児童館と情報共有する中から、児童理解を進めて、生活指導を推進（小学校）
- ・ つつじっ子応援団と連携し、ふるさと学習の推進（小学校）
- ・ 探究型のあずまやタイムの通年実施（中学校）

【現状と課題】

- ・ 延長保育事業、一時保育ともに、概ね保護者のニーズに応じた取組ができていますが、未満児の入園や一時保育事業、ニーズなどに対応できる人員配置・場所の確保が必要になってきている。
- ・ 令和4年度の放課後児童クラブの登録児童数は、ともだち（本城・坂北）59人、なかよし（坂井）25人となっている。新型コロナウイルス感染防止に努め、小学校休業時や学級閉鎖の時も開所することができた。土曜日、長期休業時の支援員の確保が課題となっている。
- ・ 5回にわたる小中学校運営委員会と地域保育園学校協働会議を開催し、令和5年度からスタートする文科型コミュニティ・スクールへの移行準備を行った。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止のため、応援団の活動は制限されたが、戸外での農作業などできる範囲での事業を行うことができた。今後、地域とともにある学校づくりにおける、学校、家庭、地域の当事者意識の醸成や地域保育園学校協働本部では、これまでの頼まれごとから協働へと移行していくことが求められている。
- ・ 学校教育目標「じしんをもってかがやく」に触れ、ふるさとの人・もの・ことから深く学ぶ見

童を育成するため、地域講師を招聘し「西条白菜」の栽培をはじめ、様々な取り組みを展開できた。子どもたちが主体的に学び問題解決をしていく学習展開になるよう研究を深めていく。

(小学校)

- ・毎年、中学3学年家庭科の「保育」の単元で、保育園実習を行っている。毎年とてもよい交流をしており、実習後に保育園の年長児が中学校に来て広い体育館で一緒に遊び、楽しい時間を共有している。今後も保育園実習を通して乳幼児への理解を深めたり、年少者に積極的に関わろうとする態度を育てたりする良い機会として実施していきたい。(中学校)
- ・これまで講座型であったあずまやタイムを探究型に移行し、ふるさと学習の充実を図った。年を追うごとに活動が広がり、地域の方、地域のお店などと連携して発展してきている。今後さらに連携を進め、ふるさと筑北村に貢献できるよう取り組んでいく。(中学校)

基本目標	共 生
施策の方向性	多様性を認め、共に生きる社会の実現 《こども支援係・生涯学習係・サポートセンター》
基本施策	(1) 豊かな人間性・社会性の育成

【主な施策と取組】

ア 共に生きる力をはぐくむ「心の教育」の推進

成果目標

- ・小・中学校の学習指導の改訂を踏まえ、小中学校道徳教育の全体計画や年間指導計画を見直し、各教科・外国語活動(小)・特別活動及び総合的な学習の時間と特色ある教育活動との有機的な関連を図り、心に響き心が動く多様な学習活動を展開していきます。
- ・人や自然への思いやりや優しさなど、豊かな道徳性の涵養を図るため、筑北クローバープラン [あいさつをしよう・汗を流そう・本を読もう・対話をしよう] を一層推進します。

イ 「いじめない心」「いじめを許さない心」の育成

成果目標

- ・児童生徒が、自他ともに尊重し、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心・安全な環境づくりに務めるようにし、児童生徒の自己有用感を培い、自己肯定感を高めます。
- ・児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えます。
- ・いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校や家庭、地域の関係者などが連携して支援を行います。

ウ 学校・社会人権教育の推進

成果目標

- ・あそびを中心とする生活の場で、身近な人々や自然とのかかわりを通して、生命の大切さや友だちとの違いやそのよさに気付くとともに、自分を大切にし、他の人を思いやる態度の育成を図ります。
- ・人権尊重の意義や様々な人権問題についての基礎的内容を理解するとともに、自分の大切さや他の人の大切さを認め合いながら、身近な人権問題を解決しようとする意欲と実践力の育成を図ります。
- ・村民の人権意識の高揚を目指し、様々な人権問題についての理解を深めるとともに、豊かな人間関係の輪を広げるため、研修や交流活動を充実します。
- ・一人一人が人権尊重の精神にあふれ、幸せで豊かな社会生活を送ることができるよう、子どもたちの発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域・職場などが、それぞれの役割を担いながら、協働して人権教育を推進します。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・姉妹学級交流、縦割り班活動の充実（小学校）
- ・縦割りグループでの探究型あずまやタイムの実施（中学校）
- ・新型コロナウイルス感染症による差別が起こらないよう、シトラスリボンプロジェクトに参加（中学校）

令和3年度

- ・アウトリーチフォーラム事業「サクソフォンアンサンブル」の小学校への出前授業
- ・学級活動、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）を通じた人間関係づくりの指導を継続（小学校）
- ・シトラスリボンプロジェクト継続（中学校）

令和4年度

- ・いじめ防止等のための基本的な方針、学校いじめ防止基本方針の策定
- ・人権尊重の村づくり審議会学習会
- ・児童の自尊感情を高める指導支援を図るティーチャーズ・トレーニングの実施（小学校）

【現状と課題】

- ・保育園の「やまほいく」、小・中学校の生活科・総合的な学習の時間で、豊かな心をはぐくむための自然体験やボランティア体験などの多様な体験活動が、村内の各機関と連携しながら積極的に実施されている。今後、コミュニティ・スクールが始まることにより、さらに発展した活動となるよう取り組んでいく必要がある。

- ・いじめ等対策連絡協議会を年2回開催し、子育て支援センター、保育園・小中学校における子どもたちの不適応・不登校傾向などに関わる情報を共有し、早期発見・早期対応に向けた具体策を明確にすることができている。小・中学校では、子ども・学級の様子状況分析ができるチェックシートや楽しい学校生活を送るためのアンケートにより、随時ケース会議を開き、現段階での状況把握に努めているが、全国学力・学習状況調査の生活習慣や学習環境に関する調査では、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思っている」と回答している児童数の割合が低く、いじめない心やいじめを許さない心をどのように育成していくかが課題となっている。また、それを地域の課題と認識し、人権学習を行っていくことが求められている。
- ・道徳の授業をはじめ学校のあらゆる場面を通じて、人権意識を高めるよう指導・支援を継続しているが、自己中心的な言動から相手を傷つけてしまうことがあるので、全教職員で児童の生活を見守り、必要があればその場で指導することを徹底している。（小学校）
- ・心のもようアンケート、楽しい学校生活を送るためのアンケート、児童授業評価アンケート等、様々な機会を通して、児童の心身状態を捉えて予防的な支援を大切にしていく。（小学校）
- ・生徒会が中心になって、縦割りグループや全校で交流する機会をつくり、多くの人と関わり、人間関係を広げられるようにしている。「ディスカッション in 聖南」では、学校生活の課題などを生徒が話し合い、自分たちの生活をよりよくしようとする意識が持てるようにしている。みんなで自分たちの学校を築いていくという意識を今後もさらに持たせ、生徒が主役の学校にしていく。（中学校）
- ・楽しい学校生活を送るためのアンケートや学校生活アンケートに加え、アセスを取り入れ、不安や困り感を抱えている生徒への支援の充実を図っている。アンケートを取る回数が増えてしまうため、精選する必要がある。

基本目標	共 生
施策の方向性	多様性を認め、共に生きる社会の実現 《住民福祉課・こども支援係・サポートセンター》
基本施策	(2) 特別支援教育の推進

【主な施策と取組】

ア 外部専門機関とつながる「巡回子ども保育・教育相談」

成果目標

- ・園児・児童・生徒に継続的・長期的なフォローを行い、健やかな成長を促す保育及び教育をします。

- ・子どもの持つ力が、集団の中で十分発揮できるように支援し、将来社会の中で自立して生活できるように支援していきます。
- ・家庭や学校、支援者が情報交換を行い、よりよい支援方法などを模索していきます。

イ 継続性のある住保・保小・小中連絡会

成果目標

- ・子育て支援センターや住民福祉課から入園予定の園児の家庭環境や個々の発達などについて引き継ぎ、園での集団生活スタートに当たって、きめ細かな支援ができるようにするとともに、個々に応じた保護者への助言をしていきます。
- ・温かな見守りを必要とする年長児について、小学校との連絡会をこまめに行い、児も保護者も安心して就学が迎えられる状況づくりに努めます。
- ・保小及び小中連絡会における子どもたちの育ちと学びの状況把握から、保育・教育内容や指導のあり方についての情報交換を通して、保育園と小学校及び小学校と中学校との円滑な接続に配慮しながら、小1プロブレムや中1ギャップに備える体制づくりに努めます。
- ・相談員や指導員、O T・S T等による保育参観や授業参観から、特別な教育的ニーズが必要な子どもに対する支援の状況と課題を確認し、保小中一貫した早期支援のあり方を探ります。

ウ 適切な支援を探る「支援会議」

成果目標

- ・保護者を中心に各関係機関が連携し、問題の早期発見・早期支援ができるようにします。
- ・関係機関がケースの情報共有をするとともに、対応役割分担を明確にし、一貫性のある効果的な支援ができるようにします。
- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）事務局との連携を持ち、効果的な支援の構築を図ります。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・巡回相談、保育支援委員会、教育支援委員会の開催
- ・筑北村のインクルーシブ教育システムの構築を検討し、新学習指導要領に合わせ「筑北村特別支援教育基本方針」を策定
- ・筑北村幼児期教育保育推進委員会を開催し「筑北村幼児教育・保育推進プラン」を検討。
- ・教育活動の重点として、インクルーシブ教育の推進を据え、授業のユニバーサルデザイン化を図る。（小学校）

令和3年度

- ・巡回相談、保育支援委員会、教育支援委員会の開催
- ・LD等通級指導教室サテライト校開校
- ・新保育指針に対応した「筑北村幼児教育・保育推進プラン」を策定
- ・子どもサポートセンターとの連携（小学校・中学校）

令和4年度

- ・巡回相談、保育支援委員会、教育支援委員会の開催
- ・保・小・中一貫性のある教育の推進
- ・子どもサポートセンターとの連携（小学校・中学校）
- ・特別な支援を要する児童の指導・支援策を協議する関係者会議の開催と支援体制の見直し（小学校）
- ・インクルーシブ教育、個別最適な学び・協働的な学びを重点に据え、ICTを活用し、多様な生徒への支援の充実（中学校）

【現状と課題】

- ・保育園の加配保育士、小中学校の村費支援員の配置により子供たちの成長に応じた支援が行われている。これらの人的配置は非常に大切であるが、地理的なハンディキャップもある中で支援員の確保が年々厳しくなっている。処遇改善等が必要となっている。
- ・支援会議提出様式の変更により保育士、教員の事務負担軽減を図ることができた。
- ・保育支援委員会には子育て支援センター長（保健師）、教育支援委員会には社会福祉士が委員として出席することにより、教育と福祉の連携が取れている。更なる子ども家庭支援拠点と子どもサポートセンターとの情報共有と、役割の整理が課題である。
- ・巡回相談訪問スタッフは、臨床発達心理士、特別支援教育支援員等から構成され特別支援教育の充実につながっている。学校のニーズを明確にして、専門的なアドバイスを学級経営に生かしていくことが必要である。
- ・巡回子ども相談や子どもサポートセンターからの指導や情報共有により、支援を要する児童に対して効果的な指導・支援が行われている。特別支援教育に対する保護者の理解や協力が不可欠であるので、啓発や説明の機会を効果的に設定する必要がある。（小学校）
- ・インクルーシブ教育に関わる技能向上のために、重点研究に特別支援教育の視点を取り入れていくことが求められている。（小学校）
- ・専門知識を有するスタッフによる巡回子ども教育相談の機会は大変有益である。また、定期的な巡回訪問以外にも、必要に応じて支援会議にスタッフが参加したり、教職員の相談に対応してくれたりするため、幼少期からの継続性のある支援が実現されている。（中学校）
- ・多くの支援者参加による支援会議は大変有用であるが、それぞれが多忙であるため、会議の設定が難しいことが課題である。（中学校）

基本目標	共 生
施策の方向性	多様性を認め、共に生きる社会の実現 《住民福祉課・こども支援係・サポートセンター》
基本施策	(3) 国際理解教育の推進

【主な施策と取組】

ア 特例校としての特別な教育課程づくり

成果目標

- ・ 1～2学年の「外国語活動」では、自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、身近な人々とかかわることの楽しさが分かり、進んで交流しようとする態度の育成を図ります。
- ・ 3～4学年の「外国語活動」及び5～6学年の「英語科」では、教科書だけでなく、地域の特色に応じた課題も取り入れ、外国語を通じて理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。

イ 楽しさが実感できる「英語とともだち」

成果目標

- ・ 英語と触れ合う〈あそび〉を通して、異国の言葉や文化などに触れ合いながら、興味・関心を持って英語に親しめる土台づくりをします。
- ・ 聖南中学校 ALT や JTE との〈あそび〉を通じたコミュニケーションをとることにより、園外の人との関わり方を知り、豊かな人間関係の基礎づくりが築けるようにします。

ウ 表現力の育成を図る「外国語活動」「英語科」

成果目標

- ・ 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養えるようにします。
- ・ 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養えるようにします。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・ 教育課程特例校（小学校英語）ALT・JTEの雇用

令和3年度

- ・ 教育課程特例校（小学校英語）ALT・JTEの雇用

令和4年度

- ・教育課程特例校（小学校英語）ALT・JTEの雇用
- ・英語専科による英語（5～6学年）、外国語活動（3～4学年）授業の実施（小学校）
- ・Terra Talk（教育機関向け英語学習アプリ）の試用開始（中学校）

【現状と課題】

- ・子育て支援センターの未就園児を対象とした「英語であそぼう」は、当初計画では、年6回実施となっていたが、年1回の開催となっている。理由としては、参加者が集まらないことなどから、現状のハロウィンなどの行事に合わせての開催が適当であると考えたため。
- ・学校、JTE・ALT、事務局担当者との連絡会を定期的に開催することにより、成果と課題の確認をしていく必要がある。
- ・英語専科と学級担任との連絡会の時間確保が十分できていない現状があり、児童の実態に応じた授業展開が十分できていないと言えない。学級担任の外国語指導技能をどのように伸ばしていくことがよいか研究していくことが必要。（小学校）
- ・ICTを活用して、外国の文化に触れたり、表現するときの助けにしたりすることは進んでいるが、実際に話すことや書くことには課題が大きい。（中学校）
- ・令和5年度はTerra Talkを活用して、話す力の向上を実感しながら繰り返し練習できる学習を取り入れると同時に、対人での会話も大事にしていく必要がある。（中学校）

基本目標	共 生
施策の方向性	多様性を認め、共に生きる社会の実現 《生涯学習係・こども支援係》
基本施策	（4）福祉・ボランティア教育の推進

【主な施策と取組】

ア 子どもの成長過程に応じた体験活動

成果目標

- ・社会奉仕の精神を培い、公共の福祉と社会の発展に尽くそうとする態度を育成するとともに、地域社会の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを考える中で、自己を形成する教育の充実に努めます。
- ・村内の社会福祉関係諸団体と連携・協力し、児童生徒の発達段階に応じた地域の特性を活かすことができる実践や体験活動が展開されるように努めます。

イ 地域の特性を生かした福祉教育

成果目標

- ・子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる村づくりを目指し、高齢者や障がい者、母子・父子家庭等の実情や課題を踏まえ、地域の特性を生かした手厚い福祉教育の充実に努めます。
- ・住民福祉課とも連携して、地域住民が共に支え合って生活し合うという考え方を醸成するなど、福祉ボランティア活動の活性化に努めます。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・中学校 生徒会「地域ふれあい運動」で清掃活動や老人福祉施設との交流等のボランティア活動
- ・福祉学習は計画していたがコロナ感染防止対策のため中止

令和3年度

- ・中学校 生徒会「地域ふれあい運動」で清掃活動や老人福祉施設との交流等のボランティア活動
- ・福祉学習「ボッチャ体験及び障がい者スポーツに関する講演」

令和4年度

- ・小学校 筑北村社会福祉協議会と連携した福祉教育の日を実施
- ・中学校 生徒会「地域ふれあい運動」で清掃活動や老人福祉施設との交流等のボランティア活動
- ・福祉学習「長野県社会福祉協議会 川崎 昭仁 様による講義・演奏」

【現状と課題】

- ・コロナ禍により老人福祉施設との交流が以前のように実施できないでいる。今後、交流の仕方を考えていく必要がある。（小学校）
- ・毎年「福祉教育の日」を実施して、障害を持っている方の話を聞いたり、目の不自由な方の見え方を体験したりして、福祉教育に対する理解を深めてきたが、1年ごと単発の内容であったので、系統的に学ぶ計画をしていくことが求められている。（小学校）
- ・福祉学習は例年、村の社会福祉協議会の方にご尽力いただき、生徒にとって有意義な体験になるようなものを提案していただいている。どの学習も体験があり、体験を通して障がいのある人もない人も共生していきたいと思えるものになっている。今後も継続して行っていくことが必要。（中学校）
- ・地域ふれあい運動は、生徒会が中心になって毎年行っている。コロナ禍で老人福祉施設での交流が思うようにできなかったが、楽しみにしていただいている。生徒にとっても貴重な体験になっているので、今後も継続して行っていくことがよい。（中学校）

基本目標	自 立
施策の方向性	知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成 《住民福祉課・こども支援係・サポートセンター》
基本施策	(1) 幼児教育の推進（保育園）

【主な施策と取組】

ア 母と子の友だちづくりなどの交流事業

成果目標

- ・保護者会事業や園行事で、園やクラス、他園など筑北村全体の保護者同士、子ども同士の交流をすることを通して、園児保護者全員が一つになれる土台づくりをします。
- ・保護者からの意見や要望を聞く機会を設け、皆のものとして考えていく体制づくりを整えます。

イ 園内外の豊かな交流活動

成果目標

- ・地域の方々と交流することを通し、地域の方々に感謝の気持ちを持つとともに、地域のよさや温かさを感じ、豊かな人格形成の基礎をはぐくみます。
- ・園内の交流だけでとどまらず、園外のような方々と関わることにより、様々な人々との関わり方を身に付け、豊かな人間関係を築く基礎づくりをします。

ウ 保育士・支援員の資質向上を図る研修会

成果目標

- ・外部講師（専門家）による「研修会」や「講演会」を実施し、保育士や加配保育士の資質の向上を図り、適切な支援ができるようにします。
- ・定期的に事例検討会や園内研修を開き、保育士や加配保育士の意識や資質の向上を図り互いに連携して、適切な支援に当たれるようにします。
- ・村の子ども達の未来を思い、子どもファーストで保育をする保育士を目指します。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・幼児教育・保育推進検討委員会
- ・やまほいく・2園交流事業
- ・第三者評価委員会による評価・保育の見直し改善

令和3年度

- ・幼児教育・保育推進プラン策定

- ・やまほいく・2園交流事業
- ・第三者評価委員会による評価・保育の見直し改善

令和4年度

- ・やまほいく・2園交流事業
- ・第三者評価委員会の見直し

【現状と課題】

- ・幼児教育・保育推進プランに基づき、恵まれた自然環境の中で、やまほいくで生きる力を育むことを目標とした保育が実施できている。育んだ力を小学校へつないでいく接続カリキュラムを明確にすることが課題である。
- ・応援団の協力による農業体験など、やまほいくの充実が図られている。めざす子ども像「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」について、応援団との情報共有も必要となっている。
- ・外部講師の活用による研修会の実施、2園第三者評価委員会からの意見聴取により、保育の質の向上が図られている。
- ・保育士の安定的な確保が急務であり、処遇改善を図っていくことが必要である。
- ・地域の特色を生かし子どもの育ちを豊かにする保育活動を進めた。2園内外の豊かな自然を生かした「やまほいく」の中で、子どもたちの興味関心が広がり、主体的に活動する姿がみられた。今後も、子どもたちの豊かな育ちを保障するために、保育の環境作りを大切にしていくことが必要である。
- ・保護者の保育参加や交流の場作りをすることで、子育てへの関心や楽しさを園と共有し、保護者の子育て力の向上を図ることが、今後ますます必要になっていく。保育活動への保護者参加や保育研修会を促進し、保護者支援の充実をしていくことが必要である。
- ・日々の保育実践を研修ととらえ、保育の課題等を職員間の共通理解とするとともに、課題解決のための知識や技術を意識的に学びにつなげ、よりよい保育実践ができるようにした。
- ・事例検討会や園内研修会、外部講師（専門家）による研修会や講演会を実施し、保育士や加配保育士の意識や資質の向上を図った。
- ・小中学校とのつながりを考え、子どもたちの未来を意識した保・小・中の連携を推進した。
- ・自己評価・利用者評価・第三者評価を生かし、安心安全な保育体制の構築に向け、課題解決に取り組んだ。
- ・例年、中学3学年の家庭科の保育の学習で、保育園児との交流を行っている。これまでは夏に「じゃがいも掘り」を一緒に行っていたが、令和3年度から家庭科の体制が変わって（先生が兼務になった）秋の実施になり、遊び中心で関わっている。保育園児からの要望があり、保育園児も中学校に来校して大きな体育館での交流も実施している。中学生にとっても貴重な体験になっており、今後も継続したい。スクールバスを活用することで、他の授業にも支障なく実施することができている。

基本目標	自 立
施策の方向性	知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成 《こども支援係》
基本施策	(2) 生きる力を育む教育の推進

【主な施策と取組】

ア ねらいを明確にした「分かる授業」の構築

成果目標

- ・巡回子ども教育相談や研究授業などの授業参観から、子どもたちの学ぶ姿の「よさ」と「課題」について、校長会・定例教育委員会などで話題にし、各先生の授業力の向上に資する情報交換を積極的に行います。
- ・子どもたちのよさと可能性を引き出す「魅力ある教育課程」の教材開発に向けて、地域の願いや特色を、校長会、各種研修会などで、教育委員会事務局が積極的に働きかけます。
- ・新筑北小学校の開校・新生聖南中学校のスタートに当たり、子どもたちが生き生きと学習する姿を、学校だよりや統合通信などで積極的に発信します。

イ 働くことの大切さを学ぶキャリア教育

成果目標

- ・社会的・職業的に自立した人間の育成のために、キャリアに関わる基礎的・汎用的能力を育てます。
- ・自己の特性や興味・関心に応じた進路目標を持ち、社会情勢を適切に判断し、進路選択ができる能力を育てます。
- ・社会の一員として、地域の中で課題を見つけ、よりよい社会づくりに参加・貢献できる能力を身に付けた人材を育てます。

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・はじめての出張に参加（小学校4学年）
- ・あずまやタイム（ふるさと学習）を縦割りグループでの探究型に変更（中学校）

令和3年度

- ・児童のやる気に火をつける授業導入（小学校）
- ・自主学習ノートの取組支援（小学校3学年以上）
- ・キャリアパスポートの活用（小学校）
- ・あずまやタイムで地域の方との関わりを充実（中学校）

令和4年度

- ・ICTを活用した学び合いで児童が主役の授業展開の工夫（小学校）
- ・応援団、地域講師、外部講師等の積極的な活用（小学校）
- ・社会見学、村こども議会参加（小学校）
- ・開かれた学校の推進（ホームページ更新、学校だより発行）（小学校）
- ・あずまやタイムを通年で実施。活動報告会の実施。（中学校）
- ・2学年の職場体験学習を3日間に変更。（中学校）
- ・インクルーシブ教育—個別最適化、協働的な学びを推進（中学校）

【現状と課題】

- ・授業力向上のため研修の機会を絶やさぬようにしている。授業ではねらいを明確にして、メリハリのある展開を工夫してきたが、教材研究の時間が十分確保できていないため、ふり返りを確実に行えずに内容の定着が不十分な面が見られる。（小学校）
- ・ふるさと学習を進めるにあたり、地域の方に講師になっていただき専門的な内容の指導を受け、探究的な学習へとつながった。学習の成果を発信する機会がコロナ禍により十分取れなかった。（小学校）
- ・自主学習を高学年中心に取り入れているが、取り組みには個人差がある。（小学校）
- ・情報発信に心がけているが、保護者や地域の関心をどれほど高められるかが今後の課題である。（小学校）
- ・令和2年度より講座型だったあずまやタイムを探究型に変え、ふるさと筑北村のためにできることを考え、各自の課題を解決する学習に取り組んでいる。年々、地域の方との関わりも増え、充実した活動に発展してきている。活動することに終始してしまいがちなので、「ふるさと筑北村」を想う気持ちをしっかり持たせて活動を広げていくことが必要。（中学校）
- ・2学年時に行う職場体験学習はコロナ禍で実施できなかったが、村内の宿泊施設などで短時間体験をするなど、工夫して実施した。4年度からは1日増やし3日間での実施とした。働くことの大変さを知る貴重な機会となっている。様々な職業や自分の適性を知り、進路選択していけるような学習の充実も必要である。（中学校）
- ・特性のある生徒や支援の必要な生徒も充実した学習ができるよう、合理的配慮を行い、生徒同士が学び合う活動の充実を図っている。ICTの活用も進み、困り感が軽減されて授業に主体的に参加できるようになった生徒もいる。今後、学力向上につながる工夫が更に必要である。（中学校）

基本目標	自 立
施策の方向性	知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成 《こども支援係》
基本施策	(3) 情報教育の推進

【主な施策と取組】

ア 情報の収集や発信等の情報活用力の育成

成果目標

- ・各教科や総合的な学習の時間などにおいて、児童生徒一人ひとりの課題を解決するために、コンピュータやタブレット、情報通信ネットワークなどを適切に活用できる態度を育成します。
- ・児童生徒がプログラミングを体験し、プログラムの働きやよさなどに気付き、コンピュータなどを上手に活用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育成します。

イ 発達段階に応じた情報モラル教育

成果目標

- ・携帯電話やゲームなどのインターネットリスクが叫ばれている昨今、各教科や道徳、総合的な学習の時間などの全教育活動を通して、子どもたちが自らを律し、適切に行動できる正しい判断力と相手を思いやる心を培い、情報化社会で適正な活動を行えるようにします。
- ・子どもたちが、コンピュータや携帯電話を一つの道具として使用する頻度が高くなる情報化社会で、危険を回避し安全に生活するために、セキュリティの知識・技能等を身に付けます。

【重点的な取組状況】

令和 2 年度

- ・ GIGA スクール導入のための環境整備、タブレットの購入

令和 3 年度

- ・ 1人1台のタブレットによる GIGA スクールの運用開始
- ・ ICT 支援員による ICT 学習の推進
- ・ 算数、理科の授業でプログラミング学習導入（小学校）
- ・ タブレット使用のルールを生徒会中心に話し合って作成（中学校）
- ・ 子どもとメディア信州の方による SNS 等メディアに関わる性被害防止講演会、安曇野警察署の方による防犯教室の実施（中学校）
- ・ オンラインでの高山中学校との交流（中学校）
- ・ ロイロノート活用による授業開始（中学校）

令和4年度

- ・児童生徒のタブレットの持ち帰り開始
- ・Zoom を活用した学級閉鎖時の対応
- ・パソコンの使い方のルールの作成と配布（小学校）
- ・北部三校との合同オンライン授業、学年会実施（小学校）
- ・タブレット使用のルール改訂版の作成（中学校）
- ・テレビ松本の方による SNS 等に関わる性被害防止講演会、安曇野警察署スクールサポーターによるメディアに関わる防犯教室の実施（中学校）
- ・ロイノート活用によるインクルーシブ教育の推進（中学校）

【現状と課題】

- ・コロナ禍により、GIGA スクール構想が前倒しとなり、当初、ICT を活用した授業に停滞がみられたが、授業支援ソフトの活用などにより、個別最適な学習やインクルーシブ教育が推進できている。また、他校との交流にも活用できている。今後、目標としていたプログラミングの学習を推進していく必要がある。
- ・全国学力・学習状況調査の生活習慣や学習環境に関する調査では、全国や長野県と比較して、メディアやゲームに費やす時間が多く、学習時間が短いという結果が出ている。家庭と連携した ICT に関するルールやモラルの徹底を行っていくことが必要となっている。
- ・タブレットの活用方法として、カメラ機能やインターネット検索、タイピング技能向上などが中心であるので、今後、個々の児童の考えを集約したり、課題解決したことをプレゼンテーションとして発表したりするアプリを活用する指導方法の開拓が待たれる。（中学校）
- ・学校でのタブレット使用のルールを生徒会主体となって考え、話し合いながら更新している。（中学校）
- ・毎年、メディアリテラシー教育として外部から講師を招いて指導を行っている。家庭でのメディアに関わる時間が多いため、コントロールできる力を身につけていく必要がある。（中学校）

基本目標	自 立
施策の方向性	知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成 《住民福祉課・こども支援係・生涯学習係・サポートセンター》
基本施策	（４）心身豊かな活動的な地域社会の構築

【主な施策と取組】

ア 運動の特性を味わえる「運動プロ」「体育学習」

成果目標

- ・「柳沢運動プログラム」を定期的実施し、様々なあそびを取り入れた「運動あそび」を通して、全身の運動能力の発達を促していきます。
- ・基礎的な運動機能を増進し、できることを増やすことを通して、運動に対する自信を育み、意欲的に様々な運動に取り組めるようにします。

イ 運動の特性を味わえる「運動プロ」「体育学習」

成果目標

- ・どの子どもも、楽しくじっくりと運動に取り組めるように、スポーツコーディネーターによる巡回指導を活用しながら、小学校における体育学習の授業をより一層充実させます。
- ・学校生活の中に、ランラン・タイムやスポーツタイムを設定するなど、どの子どもにも運動の楽しさを味わえる場を積極的に位置付け、運動の日常化・習慣化をより一層図ります。

ウ 自立を促す多様な体験活動（子ども）

成果目標

- ・中学の部活動が縮小される中で、地域の住民主体となり活動する社会体育（筑北村青少年育成クラブ）を設立し、中学生がスポーツ活動を行える環境を整えます。
- ・スポーツクラブ（サッカークラブなど）の活動により、他の地域・年代の子ども同士が交流することで、コミュニケーション能力や自己実現力の向上を目指します。
- ・各種教室を展開し、子ども達が地域との交流を深めることで、豊かな地域社会の実現に努めます。

エ 自立を促す多様な体験活動（一般・スポーツ）

成果目標

- ・分館対抗やスポーツフェスティバル、継続的な各種大会の運営を行い、住民同士が交流を深められるようにします。
- ・スポーツクラブや体育協会、スポーツ推進委員と協力し、住民へ多様なスポーツ体験を提供し、健康増進につなげます。

オ 総合型地域スポーツクラブを活用したスポーツ振興

成果目標

- ・住民の健康増進を図るため、運動教室や講座などにより、年間を通じた運動に取り組める体制を整備します。
- ・子どもから大人までのスポーツ指導を行い、村及び村内スポーツ関係機関と連携・調整していきます。
- ・学校等体育巡回指導により、運動の楽しさを教え、運動嫌いをなくすことで、「運動習慣」が身に付くよう支援します。

- ・村の体育施設の管理をクラブに委託し（共同管理）、合宿・大会誘致なども企画する中で有効的に活用し、地域活性化・経済効果の向上を図ります

【重点的な取組状況】

令和2年度

- ・保育園 外部講師による「柳沢運動プログラム」の実施
- ・小学校 スポーツタイムの工夫、運動量が増加できる環境の整備
- ・中学校 休校中トレーニングメニュー提示、運動奨励

令和3年度

- ・保育園 外部講師による「柳沢運動プログラム」の実施
- ・保育園 「柳沢運動プログラム」の外部講師、園の運動保育士による運動遊びの実施
- ・小学校 全校らんらんマラソンの実施

令和4年度

- ・保育園 外部講師による「柳沢運動プログラム」の実施
- ・保育園 「柳沢運動プログラム」の外部講師、園の運動保育士による運動遊びの実施
- ・小学校 小学生陸上競技大会の紹介、練習、大会参加
- ・中学校 コミュニティースクールを活用して、部活動の練習に地域人材を活用

【現状と課題】

- ・小学校の目標であったランランタイムが未実施であることや、中学校では、自力登校の生徒が少なくなるなどの影響からか、児童生徒の体力の低下や体を動かすことが好きでないことが全国体力・運動能力、運動習慣等調査から明らかになっている。スポーツテストの結果を分析し、体育学習に生かしていく必要がある。
- ・中学校の部活の地域移行は、国においては、スポーツ庁、文化庁のガイドラインを基に、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされている。また、長野県では、令和5年度に県の指針・方針の改定を行い、令和8年度を目途に休日の部活動の移行を進めて行く方針となっている。中学校では、聖南中学校スポーツ・文化活動運営委員会でこれについて検討していくことが決定し、令和4年度に村内体協クラブ等に指導者の派遣についてのアンケートを実施したが、指導や大会への引率はできないとの回答であった。今後、近隣村との情報共有を行うとともに、生徒の意向についての調査も行う必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染防止により、分館対抗球技大会、スポーツフェスティバルがすべて中止となった。これによる住民の交流の機会が失われたことの影響は大きい。再開に向けて、従来通りの方法でよいのかを十分協議し、住民の体力向上とコミュニティの維持に向けた事業展開が課題となる。

- ・総合型地域スポーツクラブ「筑北スポーツクラブ」が令和4年度をもって休止となった。生涯学習係を中心に、運動教室については外部講師への依頼、施設管理については会計年度任用職員の活用、合宿の誘致は観光課や宿泊の温泉施設との連携により対応していく。
- ・らんらんマラソンを進めているが、自主的に走る姿は乏しいので肥満傾向の児童が増加している。コース設定やマラソンカードの改定など児童の興味関心を引き出す工夫を要する。（小学校）
- ・令和2年度の休校時は運動不足が心配されたため、家庭でできる運動メニューを家庭学習として取り組むようにした。コロナ禍では部活動も制限されていたため、進んで運動に取り組んだ生徒とそうでない生徒との個人差が大きくなった。保健体育の授業でしっかり体を動かす工夫が必要である。（中学校）



「幸せはこぶ『筑北クロージャープラン』」の推進

～生涯学習社会の一員としての資質づくり～

筑北村・筑北村教育委員会

筑北クロージャープラン

- あいさつをしよう 汗を流そう 本を読もう 対話をしよう

1 「筑北クロージャープラン」の策定の趣旨と願い

昨今の少子高齢化や国際化、高度情報化など、子どもたちを取り巻く家庭・社会環境が大きく変わり、人々との結びつきが希薄化する中、教育のあり方が大きく変わり、「個性化・多様化・自由化」という潮流は、時代が要請する必然と考えられます。

しかしながら、どのように社会的な状況が変貌しようとも、人としての生き方にかかわる不易なるものを大切にしなければならないと考えます。

我が筑北村においても、平成19年3月に筑北村民憲章が制定され、前文及び五つの具体目標の中に、教育にかかわる内容が触れられています。この村民憲章から、生涯学習社会の一員としての資質づくりにかかわって、人としての生き方に求められているものを探してみたいと思います。

筑北村民憲章に込められている願いは、長野県が十年ほど前より進めている、人や自然への思いやりややささなど、豊かな道徳性の涵養を図る『『共育』クロージャープラン』<本を読む・汗を流す・あいさつ・声がけをする・スイッチを切る>と同様なものであると考えられます。

そこで、筑北村のすべての住民が、筑北村民憲章の願いに基づいた『筑北クロージャープラン』を、日々の暮らしの中で推進することにより、我が村がますます幸せになることを願って、本プランが地道に実践されることを提唱いたします。

2 基本的な考え方

- (1) 各園・各校では、数年来『『共育』クロージャープラン』の願いを受けて、「読書活動」や「体力づくり」、「あいさつ運動」を展開しているので、その活動を継続していくこととする。
- (2) 平成24年度より、「筑北クロージャープラン」の4項目の中から一つの項目を選び、全村あげて、その項目（共通目標）の実践に取り組むこととする。
- (3) 各関係機関における「筑北クロージャープラン」の実践を発表し合い、日々の暮らしの中に、それらの成果がどのようにはぐくまれてきているのかを確かめ合う機会をもつこととする。

3 実践例

- (1) あいさつをしよう

○ 「おはようございます。」「おやすみなさい。」などの気持ちのよいあいさつ

<家 庭>

- 「ありがとうございます。」「ごめんなさい。」などの声の掛け合い <園・学校>
- 声掛けと手渡しによる回覧板や配り物などの配布 <地 域>
- 「いいねえ。」「やってみようか。」などの日常的な声掛け <地域 社会>
- (2) 汗を流そう
 - 家族の一員として、進んで行う家事やお手伝いなど <家 庭>
 - 清掃活動や福祉・ボランティア活動などへの主体的な取組 <園・学校>
 - 地域の活動や行事などへの積極的な参加 <地 域>
 - 子どもも大人も一緒になって取り組む農業や自然体験活動 <地域 社会>
- (3) 本を読もう
 - 子どもも大人も一緒になって本を読む「読書の日」 <家 庭>
 - 紙芝居や絵本などの読み聞かせや全校一斉読書 <園・学校>
 - 地域の図書館や図書室の活用 <地 域>
 - 子どもの誕生日に本のプレゼント <地域 社会>
- (4) 対話をしよう
 - テレビやゲーム機などのスイッチを切り、時間を有効に活用して行う家族との対話 <家 庭>
 - コンピュータや携帯電話の正しい活用方法を身に付ける情報モラル教育 <園・学校>
 - 心と身体をリフレッシュする人や自然との触れ合い <地域 社会>



- ♥ あいさつをしよう
- ♥ 汗を流そう
- ♥ 本を読もう
- ♥ 対話をしよう

幸せはこぶ

筑北クローバープラン

用語解説	
【あ】	
アセスメント	情報を収集して系統的に分析することにより、行動の背景や要因を明らかにしようとするもの。
インクルーシブな教育	障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者につながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育。
ウェルビーイング (Well-being)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。
【か】	
共学共創	学生と地域住民が、地域の一員として対等な立場で学び合い地域社会を創ることを目的に、行政・教育機関、産業界、地域住民等が当事者意識をもって参画し、連携・協働する組織や環境。地域社会全体の教育力の向上を目指す。
合理的配慮	障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
コミュニティ・スクール	「地域と共にある学校づくり」に向けて、地域・家庭・学校が連携して学校運営参画、協働活動、学校評価の3つの機能を一体的・持続的に実施する仕組み。
【さ】	
スクールカウンセラー	児童生徒等の悩みに対して、安心して学校生活を送ることができるよう、心のケアを行う公認心理師、臨床心理士等の専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応する社会福祉等の専門家のこと。
【た】	
筑北スマイル教室 (適応指導教室・中間教室)	筑北村が設置した、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立を目指すことを目的とした教室。適応指導教室・中間教室とも言われる教室。

通級指導教室	通常の学級に在籍し、一部特別な指導が必要な児童生徒に対して、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための指導を行うための教室。
通級による指導	小学校、中学校、高等学校などで、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の形態。
電子図書館サービス	公共図書館・公民館図書室のウェブサイトからリンクする電子図書館サイトから、電子書籍をパソコンやスマートフォン、タブレット等の画面上で読むことができるサービス。
校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など、これら校務を一括して処理できる統合型システム。
【な】	
【は】	
5G（ファイブジー） （第5世代移動通信システム）	「超高速」だけでなく、「多数同時接続」「超低遅延」といった特徴を持つ次世代移動通信システム。
副次的な学籍	特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍を居住する地域の小中学校に置くことにより、双方の児童生徒が同じ地域の仲間としての意識を高め合い、交流および共同学習を継続的に進める仕組み。
【ま】	
【や】	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものこと。
幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿	<p>幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿</p> <p>①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現</p> <p>保育園で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、教育・保育において育みたい資質・能力が育まれていく。園児の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」として示している。</p>
【ら】	
【わ】	
【その他】（アルファベット順）	

A I (エーアイ)	Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど。
A T (エーティー) (アシティブ・テクノロジー)	Assistive Technology の略。障がいによる物理的な操作上の不利や障壁 (バリア) を、機器を工夫することによって支援しようという考え方であり、そのための支援技術。
D X (ディーエックス) (デジタルトランスフォーメーション)	Digital Transformation の略。DX と表記するのは英語圏では接頭辞の「Trans」を「X」と書く慣習があるため。「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセス等の改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること。
G I G A スクール構想 (ギガ)	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちが誰一人取り残されることなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することなどを目指した国の構想。
I C T (アイシーティー)	情報通信技術。情報技術の「IT (Information Technology)」に通信の「C (Communications)」を組み合わせた用語。
I o T (アイオーティー) (モノのインターネット)	Internet of Things の略。モノのインターネット。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。
S o c i e t y 5 . 0 (ソサエティー)	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会として、第5期科学技術基本計画において提唱。
S O S の出し方に関する (エスオウエス) 教育	子どもたちが命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めれば良いか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育。
V U C A (ブーカ)	変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字。不安定で不確実で複雑で曖昧な状況のこと。

